

をとられたが、他のマテリアルの問題につきましても原因としてはいろいろな損害を受けておるものがある。これではなぜやらんのだということは、もう全面的に戦時補償の打切りという建前から、それは補償のできない面があるんだと、かようなことに申上げておりました。その時期の善し惡しは別でございますが、趣旨といたしましてはこれによりまして他の鉱山とのつり合いの点においても不都合はないようになります。

○結城安次君 只今の御説明は分りますが、強行出炭しろという命令の出たのは、私の記憶するところでは昭和二十年四月以降なんです。その以前には強行出炭しろという指令はない筈で、すのに、そのない期間まで補償するのはどういうわけかというわけです。

○政府委員(宮幡晴君) その点は又資料によりまして説明を詳しく申上げることにいたしますが、昭和二十年の四月以前に強行出炭命令がなかつたとは私は考えておりません。ですから或は個々の問題につきまして、審議会等で御検討願つて、いわゆる普通の鉱害が特別鉱害に便乗するというような形は、これは厳に區別いたしまして処理をして参りたい、かよくな方針であります。ただ一応期間をそこに置いてあります、若しその期間に一つの強行出炭命令が出ておらなかつたという事実になれば、当然それは特別鉱害の対象から外れることになります。

○結城安次君 只今の政務次官の説明、大変分つたのですが、若し強行出炭しろ、山に損害が起きた場合には考

えるという意味の資料があるならば御提出願いたい。あれは前議会か、前々議会のときに、書類の提出を願つたときはなかつた、昭和二十年の四月幾日か、五月幾日、この二つしかなかつた、その以前にあるならば一つ御提出願いたい。

○政府委員(宮幡靖君) 資料は整えまして御納得の行くような説明を附加することにいたしまするが、概念的に申しますと、御指摘の昭和二十年四月以降はつきりと長いの方だと思いますが、それによつて起つた損失は国家が補償してやるぞというような強い書き現わし方がありました。併しそれ以前にありました命令といふものは、ただ強行出炭をしろという單純命令のものがありますように覚えております。これを資料といつしまして、整えまして御検討頂ことにいたしたいと思います。

○理事(廣瀬與兵衛君) 今日はこれで散会してよろしくござりますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○中川以良君 やつと政務次官がおいでになるので承わりたいのですが、地方税法が国会に提出をされたのであります、先般本委員会においてセメントと電気鑄物の税につきまして私が御質問を申上げた。あれは是非免稅にすべきものであるという点も政務次官からはつきりと御答弁を頂いておるのであります、又それに対しても私は御質問を申上げた。あれは是非努力することも御説明になつておるが、併し出した本案を見ると、セメントは免稅になつておらない。一つこの点の経緯について御説明を願いたいと思います。

○政府委員(宮幡靖君) これは懇談では如何ですか。

○中川以良君 結構ですが、ちょっと速記に残して貰いたいですね。

○政府委員(宮幡靖君) 先般本委員会に關係業者及び利害關係者の方から御陳情がありました際、政府の意見を求められたときに、中川委員の御指摘のようなはつきりした言明をいたしましたことは事実であります。と同時にそれに對しまする努力を拂いまして、当時は直接の關係としましては、カーバイド、セメントが落ちておりました。それで自治庁の方へ話しましたところが、カーバイトはプリントのときにも落ちたものである、これはもとが入っておりますので、難なく追加になつたのです。ところがセメントの方は関係の向きの意向もあつて、これは入れることはできない、というので、事務当局においての場合はそこで一応妥結ができなかつたわけであります。それでは通商産業省としての全体の案としてまとめて、もう一遍自治庁に一つ当ろうということで、正式に事務次官会議にかけまして、そうして自治庁と交渉いたしましたが、もはやこの段階にしては司令部と再交渉の余地もないといふことで、そのまま正式の交渉も行なつては地方税法改正法律案、第十四次の法律案であります。この中の電気ガス税案に対する一部改正案というものを作りまして、可鍛鑄鉄とありますのをこれ品、これを加えて頂くようになりますて、只今衆議院側におきましては各党

連絡の上この修正案を練つております。政府もこれに協力いたしまして、陳情の趣旨、又この通産委員会で表明いたしました方向に実現のできますように努力を続けて参りたい、かような状況になつております。

○理事(廣瀬與兵衛君) それでは本日はこれで散会いたします。

午後零時四分散会

出席者は左の通り。

十二條第一項、第十三條第二項、第十四條第一項、第十五條第一項、第十六條及び第十九條まで（第十六條及び第十九條の見出しを含む。）、第二十一條第一項及び第二項並びに第二十二條中「都道府県」を「小型自動車競走施行者」に、第四條中「都道府県は、」を「小型自動車競走施行者は、」に改める。

第二十條第四項中「各都道府県における競走日程」を「各小型自動車競走施行者の競走日程」に改める。

同日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、火薬類取締法案

火薬取締法

火薬類取締法案

目次

- 第一章 総則（第一條・第二條）
- 第二章 事業（第三條—第二十七條）
- 第三章 保安（第二十八條—第四十五條）
- 第四章 雜則（第四十六條—第五十七條）
- 第五章 罰則（第五十八條—第六十二條）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一條 この法律は、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第二條 この法律において「火薬類」

一、小型自動車競走法案（衆）

第一章 總

附則

第五章 罰則

第四章 雜則

第三章 保安（二）

第二章 事業（第
二條）

目次

火藥取締法

一、火藥類取締法

日予備審査のため、
件を付託された。

競走施行者の競走

第二十條第四項

第四條中「都道府」

第二項並びに第三項

まで（第十六條及
しを含む。）、第二、

十二條第一項第十一
四條第二項、第十

卷之三

第二條　この法律において「火薬類」 (定義)

とは、左に掲げる火薬、爆薬及び火工品をいう。

一 火薬

イ 黒色火薬その他硝酸塩を中心とする火薬

ロ 無煙火薬その他硝酸エステルを中心とする火薬

ハ その他イ又はロに掲げる火薬と同等に推進の爆発の用途に供せられる火薬であつて通常産業省令で定めるもの

二 爆薬

イ 雷こう、アジ化鉛その他の起爆薬

ロ 硝安爆薬、塩素酸カリ爆薬、カーリットその他硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を中心とする爆薬

ハ ニトログリセリン、ニトログリコール及び爆発の用途に供せられるその他の硝酸エス

テル

二 ダイナマイトその他の硝酸エスチルを中心とする爆薬

ホ 爆発の用途に供せられるトリニトロベンゼン、トリニトロトルエン、ビクリン酸、トリニトロクロルベンゼン、トリル、トリニトロアニソール、ヘキサニトロジフェニルアミン、トリメチレントリニトロアミン、ニトロ基を三以上含むその他のニトロ化合物及びこれらを主とする爆薬

ヘ 液体酸素爆薬その他の液体爆薬
ト その他イからへまでに掲げたる爆薬と同等に爆発的爆発の用途に供せられる爆薬であつて

て通商産業省令で定めるもの	
三 火工品	イ 工業雷管、電気雷管、獣銃
四 實包及び空包	ロ 雷管及び信号雷管
五 信管及び火管	ハ 导爆線、導火線及び電氣導火線
六 信管焰管及び信号火せん	ホ 煙火その他前二号に掲げる火薬又は爆薬を使用した火工品(かん具用煙火を除く。)
七 第三章 事業	(製造の許可)

第三條 火薬類の製造(変形又は修理を含む。以下同じ。)の業を営もうとする者は、製造所ごとに、通商産業大臣の許可を受けなければならぬ。

第四條 火薬類の製造は、前條の許可を受けた者(以下「製造業者」という。)でなければ、することができない。但し、理化学上の実験、鳥獸の捕獲若しくは駆除、射撃の練習又は醫療の用に供するため製造する火薬類で、通商産業省令で定める数量以下のものを製造する場合は、この限りでない。

(販売業の許可)
第五條 火薬類の販売の業を営もうとする者は、販売所ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。但し、製造業者が、その造した火薬類をその製造所において販売する場合は、この限りでない。

(欠格事由)

第六條 左の各号の一に該当する者には、第三條又は前條の許可を興

えない。

一 第四十四條の規定により許可を取り消され、取消の日から三年を経過していない者

二 禁じ以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることのなくなつた後、三年を経過していない者

三 禁治産者

四 法人又は団体であつて、その業務を行ふ役員のうちに前各号の一に該当する者があるもの

(許可の基準)

第七條 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三條又は第五條の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、第三條の許可の申請については左の各号に適合し、第五條の許可の申請については第三号に適合していると認めるときは、許可を與えなければならない。

第八條 製造業者は、第七條第二号の技術上の基準に従つて火薬類を製造しなければならない。

第九條 製造業者は、その製造施設を、その構造、位置及び設備が、第七條第一号の技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

第十條 製造業者が、製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

第十一條 製造業者は、販売業者又は販売業の許可を受けなければならぬ。

第十二條 火薬庫を設置し、移転したことによる許可の申請があつた場合において、その火薬庫の構造、位置及び設備が、通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、許可を與えなければならない。

第十三條 製造業者又は販売業者は、もつばら自己の用に供する火薬庫を所有し、又は占有しなければならない。但し、土地の事情等のためやむを得ない場合において都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

第十四條 火薬庫の所有者又は占有者は、火薬庫を、その構造、位置及び設備が第十二條第二項の技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

第十五條 都道府県知事は、火薬庫の構造、位置及び設備が第十二條第二項の技術上の基準に適合しないと認めるときは、火薬庫の所有者又は占有者に対し、技術上の基準に適合するように、火薬庫を修理し、改造し、又は移転すべき

ず、又は一年以上引き続きその事業を休止したときは、その許可を取り消すことができる。

(製造施設及び製造方法)
第九條 製造業者は、その製造施設を、その構造、位置及び設備が、前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、貯蔵者に対し、技術上の基準に従つて火薬類を貯蔵すべきことを命ぜることができる。

上に基準に従つてこれをしなければならない。

三 都道府県知事は、火薬類の貯蔵者が、前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、貯蔵者に対し、技術上の基準に従つて火薬類を貯蔵すべきことを命ぜることができる。

四 都道府県知事は、火薬庫においてする火薬類の貯蔵においてしなければならない。但し、通商産業省令で定める数量以下の中類については、この限りでない。

五 火薬庫においてする火薬類の貯蔵は、通商産業省令で定める技術

2 第八條 通商産業大臣又は都道府県知事は、製造業者又は第五條の許可を受けた者(以下「販売業者」という。)が、正当な理由がないのない。但し、製造業者が、その

三 第九條 左の各号の一に該当する者には、第三條又は前條の許可を興

えない。

一 第四十四條の規定により許可を取り消され、取消の日から三年を経過していない者

二 禁じ以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることのなくなつた後、三年を経過していない者

三 禁治産者

四 法人又は団体であつて、その業務を行ふ役員のうちに前各号の一に該当する者があるもの

(許可の基準)

第七條 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三條又は第五條の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、第三條の許可の申請については左の各号に適合し、第五條の許可の申請については第三号に適合していると認めるときは、許可を與えなければならない。

第八條 製造業者は、第七條第二号の技術上の基準に従つて火薬類を製造しなければならない。

第九條 製造業者は、その製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

第十條 製造業者が、製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

第十一條 火薬庫を設置し、移転したことによる許可の申請があつた場合において、その火薬庫の構造、位置及び設備が、通商産業省令で定める数量以下の中類については、この限りでない。

第十二條 都道府県知事は、火薬庫の構造、位置及び設備が第十二條第二項の技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

第十三條 都道府県知事は、火薬庫の構造、位置及び設備が第十二條第二項の技術上の基準に適合しないと認めるときは、火薬庫の所有者又は占有者に対し、技術上の基準に適合するように、火薬庫を修理し、改造し、又は移転すべき

2 第十四條 火薬庫においてする火薬類の貯蔵は、通商産業省令で定める技術

三 第十五條 左の各号の一に該当する者には、第三條又は前條の許可を興

えない。

一 第四十四條の規定により許可を取り消され、取消の日から三年を経過していない者

二 禁じ以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることのなくなつた後、三年を経過していない者

三 禁治産者

四 法人又は団体であつて、その業務を行ふ役員のうちに前各号の一に該当する者があるもの

(許可の基準)

第七條 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三條又は第五條の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、第三條の許可の申請については左の各号に適合し、第五條の許可の申請については第三号に適合していると認めるときは、許可を與えなければならない。

第八條 製造業者は、第七條第二号の技術上の基準に従つて火薬類を製造しなければならない。

第九條 製造業者は、その製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

第十條 火薬庫を設置し、移転したことによる許可の申請があつた場合において、その火薬庫の構造、位置及び設備が、通商産業省令で定める数量以下の中類については、この限りでない。

第十一條 都道府県知事は、火薬庫の構造、位置及び設備が第十二條第二項の技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

第十二條 都道府県知事は、火薬庫の構造、位置及び設備が第十二條第二項の技術上の基準に適合しないと認めるときは、火薬庫の所有者又は占有者に対し、技術上の基準に適合するように、火薬庫を修理し、改造し、又は移転すべき

2 第十三條 火薬庫においてする火薬類の貯蔵は、通商産業省令で定める技術

三 第十四條 左の各号の一に該当する者には、第三條又は前條の許可を興

えない。

一 第四十四條の規定により許可を取り消され、取消の日から三年を経過していない者

二 禁じ以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることのなくなつた後、三年を経過していない者

三 禁治産者

四 法人又は団体であつて、その業務を行ふ役員のうちに前各号の一に該当する者があるもの

(許可の基準)

第七條 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三條又は第五條の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、第三條の許可の申請については左の各号に適合し、第五條の許可の申請については第三号に適合していると認めるときは、許可を與えなければならない。

第八條 製造業者は、第七條第二号の技術上の基準に従つて火薬類を製造しなければならない。

第九條 製造業者は、その製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

第十條 火薬庫を設置し、移転したことによる許可の申請があつた場合において、その火薬庫の構造、位置及び設備が、通商産業省令で定める数量以下の中類については、この限りでない。

第十一條 都道府県知事は、火薬庫の構造、位置及び設備が第十二條第二項の技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

第十二條 都道府県知事は、火薬庫の構造、位置及び設備が第十二條第二項の技術上の基準に適合しないと認めるときは、火薬庫の所有者又は占有者に対し、技術上の基準に適合するように、火薬庫を修理し、改造し、又は移転すべき

ことを命ずることができる。

(完成検査)

第十五條 第三條、第十條又は第十一條第一項の許可を受けた者は、

火薬類の製造施設若しくは火薬庫の設置若しくは移転又はその構造若しくは設備の変更の工事をした場合には、製造施設又は火薬庫につき通商産業大臣が行う完成検査を受け、これらが、第七條第一号又は第十二條第二項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

(營業の廃止等)

第十六條 製造業者又は販売業者が、その營業を廃止したときは、

遅滞なくその旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2 火薬庫の所有者又は占有者は、その火薬庫の用途を廃止したときは、

遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 火薬類を譲り渡し、又は譲渡又は譲受の許可

の旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 製造業者又は販売業者は、譲受人が第一項各号の一に該当する場合又は譲受人が前項の譲受許可証を示した場合でなければ、火薬類を譲り渡してはならない。

5 第十九條 火薬類を運搬する場合

一 製造業者が、火薬類を製造する目的で譲り受け、又はその製造した火薬類を譲り渡すとき。

二 販売業者が、火薬類を譲り渡し、又は譲り受けけるとき。

三 特殊法(大正七年法律第三十二号)第三條の規定による鳥獣免許を受けた者又は同法第十二

條第一項の規定による鳥獣捕獲許を受けた者は、次條の運搬証明書を携帯して

獲ることの許可を受けた者が、鳥獸を捕獲する目的で通商産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けけるとき。

4 鉱業法(明治三十八年法律第四十五号)により鉱物の試掘又は採掘をする者が、通商産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けけるとき。

5 第二十四條第二項の許可を受けた者は、火薬類を譲り受けけるとき。

6 法令に基きその事務又は事業のために火薬類を消費する者が、その目的で火薬類を譲り受けけるとき。

7 法人の合併により火薬類の所有権を取得した者が、その火薬類を所持するとき。

8 火薬類を所持することができない者が、次條の規定に該当して、火薬類を譲り受けた者は、火薬類を輸入しようとする者

2 火薬類の運搬は、その通路、積

載方法、運搬具及び運搬方法について政令(軌道、無軌条電車、自動車及び整車両の運搬具並びに鉄道、索道及び船舶については運輸省令)で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

3 第二十四條第二項の許可を受けた者は、火薬類を譲り受けけるとき。

4 法令に基きその事務又は事業のために火薬類を消費する者が、その目的で火薬類を譲り受けけるとき。

5 第二十四條第二項の許可を受けた者は、火薬類を譲り受けけるとき。

6 法令に基きその事務又は事業のために火薬類を消費する者が、その目的で火薬類を譲り受けけるとき。

7 法人の合併により火薬類の所有権を取得した者が、その火薬類を所持するとき。

8 火薬類を所持することができない者が、次條の規定に該当して、火薬類を譲り受けた者は、火薬類を輸入しようとする者

2 火薬類の運搬は、その通路、積

載方法、運搬具及び運搬方法について政令(軌道、無軌条電車、自動車及び整車両の運搬具並びに鉄道、索道及び船舶については運輸省令)で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

3 第二十四條第二項の許可を受けた者は、火薬類を譲り受けけるとき。

4 法令に基きその事務又は事業のために火薬類を消費する者が、その目的で火薬類を譲り受けれるとき。

5 第二十四條第二項の許可を受けた者は、火薬類を譲り受けれるとき。

6 法令に基きその事務又は事業のために火薬類を消費する者が、その目的で火薬類を譲り受けれるとき。

これをしなければならない。但し、同條但書の場合は、この限りでない。

六 相続又は遺贈により火薬類の所有権を取得した者が、その火薬類を輸入しようとする者

2 火薬類を運搬しようとする者

3 都道府県知事は、輸入の目的が明らかでないときその他その輸入が公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めた者は、都道府県知事の許可を受けてはならない。

4 火薬類を輸入した者は、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出さなければならない。

5 第二十條 火薬類を運搬しようとする場合は、その荷送人(他に運搬を委託しないで運搬する場合においては、その者)は、その旨を都道府県知事に届け出て、届出を証明する場合

6 前各号に掲げる者の從業者が、その職務上火薬類を所持するとき。

7 前各号に掲げる者の從業者が、その職務上火薬類を所持するとき。

8 火薬類を輸入した者は、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出さなければならない。

9 前各号に掲げる者の從業者が、その職務上火薬類を所持するとき。

10 火薬類を輸入した者は、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出さなければならない。

11 火薬類を輸入した者は、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出さなければならない。

12 火薬類を輸入した者は、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出さなければならない。

13 火薬類を輸入した者は、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出さなければならない。

14 火薬類を輸入した者は、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出さなければならない。

た火薬類を所持するとき。

六 相続又は遺贈により火薬類の所有権を取得した者が、その火薬類を輸入しようとする者

2 火薬類を輸入しようとする者

3 都道府県知事は、輸入の目的が明らかでないときその他その輸入が公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めた者は、都道府県知事の許可を受けてはならない。

4 火薬類を輸入した者は、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出さなければならない。

5 第二十四條第三項の許可を受けた者は、火薬類を譲り受けけるとき。

6 火薬類を譲り受けけるとき。

7 火薬類を譲り受けけるとき。

8 火薬類を譲り受けけるとき。

9 火薬類を譲り受けけるとき。

10 火薬類を譲り受けれるとき。

11 火薬類を譲り受けれるとき。

12 火薬類を譲り受けれるとき。

13 火薬類を譲り受けれるとき。

14 火薬類を譲り受けれるとき。

15 火薬類を譲り受けれるとき。

16 火薬類を譲り受けれるとき。

17 火薬類を譲り受けれるとき。

18 火薬類を譲り受けれるとき。

19 火薬類を譲り受けれるとき。

20 火薬類を譲り受けれるとき。

21 火薬類を譲り受けれるとき。

第二十四條 火薬類を輸出しようとするとする者は、都道府県知事に届け出なければならない。

六 相続又は遺贈により火薬類の所有権を取得した者が、その火薬類を輸入しようとする者

2 火薬類を輸入しようとする者

3 都道府県知事は、輸入の目的が明らかでないときその他その輸入が公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めた者は、都道府県知事の許可を受けてはならない。

4 火薬類を輸入した者は、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出さなければならない。

5 第二十四條第三項の許可を受けた者は、火薬類を譲り受けけるとき。

6 火薬類を譲り受けけるとき。

7 火薬類を譲り受けれるとき。

8 火薬類を譲り受けれるとき。

9 火薬類を譲り受けれるとき。

10 火薬類を譲り受けれるとき。

11 火薬類を譲り受けれるとき。

12 火薬類を譲り受けれるとき。

13 火薬類を譲り受けれるとき。

14 火薬類を譲り受けれるとき。

15 火薬類を譲り受けれるとき。

16 火薬類を譲り受けれるとき。

17 火薬類を譲り受けれるとき。

18 火薬類を譲り受けれるとき。

19 火薬類を譲り受けれるとき。

20 火薬類を譲り受けれるとき。

21 火薬類を譲り受けれるとき。

22 火薬類を譲り受けれるとき。

23 火薬類を譲り受けれるとき。

24 火薬類を譲り受けれるとき。

25 火薬類を譲り受けれるとき。

26 火薬類を譲り受けれるとき。

27 火薬類を譲り受けれるとき。

28 火薬類を譲り受けれるとき。

29 火薬類を譲り受けれるとき。

30 火薬類を譲り受けれるとき。

31 火薬類を譲り受けれるとき。

32 火薬類を譲り受けれるとき。

33 火薬類を譲り受けれるとき。

34 火薬類を譲り受けれるとき。

35 火薬類を譲り受けれるとき。

36 火薬類を譲り受けれるとき。

37 火薬類を譲り受けれるとき。

38 火薬類を譲り受けれるとき。

39 火薬類を譲り受けれるとき。

40 火薬類を譲り受けれるとき。

41 火薬類を譲り受けれるとき。

42 火薬類を譲り受けれるとき。

43 火薬類を譲り受けれるとき。

44 火薬類を譲り受けれるとき。

45 火薬類を譲り受けれるとき。

46 火薬類を譲り受けれるとき。

47 火薬類を譲り受けれるとき。

48 火薬類を譲り受けれるとき。

49 火薬類を譲り受けれるとき。

50 火薬類を譲り受けれるとき。

51 火薬類を譲り受けれるとき。

52 火薬類を譲り受けれるとき。

53 火薬類を譲り受けれるとき。

54 火薬類を譲り受けれるとき。

55 火薬類を譲り受けれるとき。

56 火薬類を譲り受けれるとき。

57 火薬類を譲り受けれるとき。

58 火薬類を譲り受けれるとき。

59 火薬類を譲り受けれるとき。

60 火薬類を譲り受けれるとき。

61 火薬類を譲り受けれるとき。

62 火薬類を譲り受けれるとき。

63 火薬類を譲り受けれるとき。

64 火薬類を譲り受けれるとき。

65 火薬類を譲り受けれるとき。

66 火薬類を譲り受けれるとき。

67 火薬類を譲り受けれるとき。

68 火薬類を譲り受けれるとき。

69 火薬類を譲り受けれるとき。

70 火薬類を譲り受けれるとき。

71 火薬類を譲り受けれるとき。

72 火薬類を譲り受けれるとき。

73 火薬類を譲り受けれるとき。

74 火薬類を譲り受けれるとき。

75 火薬類を譲り受けれるとき。

76 火薬類を譲り受けれるとき。

77 火薬類を譲り受けれるとき。

78 火薬類を譲り受けれるとき。

79 火薬類を譲り受けれるとき。

80 火薬類を譲り受けれるとき。

81 火薬類を譲り受けれるとき。

82 火薬類を譲り受けれるとき。

83 火薬類を譲り受けれるとき。

84 火薬類を譲り受けれるとき。

85 火薬類を譲り受けれるとき。

86 火薬類を譲り受けれるとき。

87 火薬類を譲り受けれるとき。

88 火薬類を譲り受けれるとき。

89 火薬類を譲り受けれるとき。

90 火薬類を譲り受けれるとき。

91 火薬類を譲り受けれるとき。

92 火薬類を譲り受けれるとき。

93 火薬類を譲り受けれるとき。

94 火薬類を譲り受けれるとき。

95 火薬類を譲り受けれるとき。

96 火薬類を譲り受けれるとき。

97 火薬類を譲り受けれるとき。

98 火薬類を譲り受けれるとき。

99 火薬類を譲り受けれるとき。

100 火薬類を譲り受けれるとき。

101 火薬類を譲り受けれるとき。

102 火薬類を譲り受けれるとき。

103 火薬類を譲り受けれるとき。

104 火薬類を譲り受けれるとき。

105 火薬類を譲り受けれるとき。

106 火薬類を譲り受けれるとき。

107 火薬類を譲り受けれるとき。

108 火薬類を譲り受けれるとき。

109 火薬類を譲り受けれるとき。

110 火薬類を譲り受けれるとき。

111 火薬類を譲り受けれるとき。

112 火薬類を譲り受けれるとき。

113 火薬類を譲り受けれるとき。

114 火薬類を譲り受けれるとき。

115 火薬類を譲り受けれるとき。

116 火薬類を譲り受けれるとき。

117 火薬類を譲り受けれるとき。

118 火薬類を譲り受けれるとき。

119 火薬類を譲り受けれるとき。

120 火薬類を譲り受けれるとき。

121 火薬類を譲り受けれるとき。

122 火薬類を譲り受けれるとき。

123 火薬類を譲り受けれるとき。

124 火薬類を譲り受けれるとき。

125 火薬類を譲り受けれるとき。

126 火薬類を譲り受けれるとき。

127 火薬類を譲り受けれるとき。

の基準に従つてこれをしなければならない。

(廃棄) 第二十七条 火薬類の廃棄は、廃棄の場所、数量その他廃棄の方法について通商産業省令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

2 火薬類を廃棄しようとする者は、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。但し、製造業者が火薬類の製造中に生じた火薬類の廃棄を廃棄する場合は、この限りでない。

(第三章 保安)

(危険予防規程)

第二十八条 製造業者は、災害の発生を防止するため、危害予防規程を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも同様である。

2 通商産業大臣は、危害予防規程が、第七條第一号及び第二号の技術上の基準に適合していないときその他災害の発生の防止に適当でないと認めるときは、前項の認可をしてはならない。

3 通商産業大臣は、災害の発生の防止の大め必要があると認めるときには、危害予防規程の変更を命ずることができる。

4 製造業者及びその従業者は、危害予防規程を守らなければならなければならぬ。

(保安教育)

第二十九條 製造業者、販売業者及び消費者は、従業者に火薬類による災害の防止に必要な教育を施さなければならぬ。

(作業主任者及び取扱主任者)

第三十條 製造業者は、通商産業省令で定める区分により、次條の火薬類作業主任者免状(以下「作業主任者」という。)を選任し、火薬類の製造作業に係る保安について監督を行わなければならぬ。

2 火薬庫の所有者若しくは占有者は、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。但し、製造業者が火薬類の廃棄を廃棄する場合は、この限りでない。

3 第一項の代理者は、作業主任者の職務を代行する場合は、この法律及びこの法律に基く省令の規定の適用については、これを作業主任者とみなす。

(作業主任者等の解任命令)

第三十四條 通商産業大臣は、作業主任者若しくはその代理者又は取扱主任者が、この法律又はこの法律に基く省令の規定に違反したとき又は保安上その職務を遂行させなければならない。

4 通商産業大臣又は都道府県知事は、火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状の交付を受けた者が、この法律又はこの法律に基く省令の規定に違反したとき又は保安上その職務を遂行させなければならない。

5 第三項の試験の課目、受験手続、その他試験の実施細目並びに火薬類作業主任者免状及び火薬類取扱主任者免状の交付及び返納に係る保安について監督を行わせなければならない。

6 第一項又は前項の規定により、製造業者、火薬庫の所有者若しくは占有者又は前項の消費者が、作業主任者又は取扱主任を選任したときは、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

7 第二項又は前項の規定により、製造業者、火薬庫の所有者若しくは占有者又は前項の消費者が、作業主任者又は取扱主任を選任したときは、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

8 第一項又は前項の規定により、製造業者、火薬庫の所有者若しくは占有者又は前項の消費者が、作業主任者又は取扱主任を選任したときは、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

9 第二項又は前項の規定により、製造業者、火薬庫の所有者若しくは占有者又は前項の消費者が、作業主任者又は取扱主任を選任したときは、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

10 第二項又は前項の規定により、製造業者、火薬庫の所有者若しくは占有者又は前項の消費者が、作業主任者又は取扱主任を選任したときは、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

11 第二項又は前項の規定により、製造業者、火薬庫の所有者若しくは占有者又は前項の消費者が、作業主任者又は取扱主任を選任したときは、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

12 第二項又は前項の規定により、製造業者、火薬庫の所有者若しくは占有者又は前項の消費者が、作業主任者又は取扱主任を選任したときは、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

13 第二項又は前項の規定により、製造業者、火薬庫の所有者若しくは占有者又は前項の消費者が、作業主任者又は取扱主任を選任したときは、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

た者に対し、丙種火薬類作業主任者免状、甲種火薬類取扱主任者免状及び乙種火薬類取扱主任者免状は、都道府県知事の行う試験に合格した者に対し交付する。

4 通商産業大臣又は都道府県知事は、火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状の交付を受けた者が、この法律又はこの法律に基く省令の規定に違反したとき又は保安上その職務を遂行させなければならない。

5 第三項の試験の課目、受験手続、その他試験の実施細目並びに火薬類作業主任者免状及び火薬類取扱主任者免状の交付及び返納に係る保安について監督を行わせなければならない。

6 第一項の代理者は、作業主任者の職務を代行する場合は、この法律及びこの法律に基く省令の規定の適用については、これを作業主任者とみなす。

(作業主任者等の義務)

第三十二條 作業主任者及び取扱主任者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 火薬類を取り扱う者は、作業主任者及び取扱主任者が、この法律又はこの法律に基く省令及び危害予防規程の実施を確保するために予防規程の実施を確保するために指示に従わなければならぬ。

(作業主任者等の義務)

第三十三條 製造業者は、通商産業省令で定める区分により、火薬類作業主任者免状を有する者のうち作業主任者免状を有する者に代り、あらかじめ作業主任者の代理人を選任し、作業主任者が旅

行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合に、その職務を代行させなければならぬ。

(安定度試験)

第三十六條 火薬類を輸入した者は、その製造後通商産業省令で定める期間を経過した火薬類を所有する者は、通商産業省令で定める方

法により、その火薬類につき安定度試験を実施し、且つ、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、災害の防止のため必要があると認めるときは、火薬類の所有者に對し、前項の安定度試験を実施すべきことを命ずることができるものとし、これと同様である。

3 第一項の代理者は、作業主任者の職務を代行する場合は、この法律及びこの法律に基く省令の規定の適用については、これを作業主任者とみなす。

(不良火薬類の措置)

第三十七條 火薬類の所有者は、前條の安定度試験の結果通商産業省令で定める技術上の基準に適合しない火薬類があつたときは、その火薬類を廃棄しなければならない。

(火薬類の混包等の禁止)

第三十八條 火薬類は、他の物と混包し、又は火薬類でないようにならぬようにして、これを所持し、運搬し、若しくは託送してはならない。

(危険時の措置及び届出)

第三十九條 火薬庫が近隣の火災その他事情により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発し、その他安定度に異常を呈したときは、その火薬庫又は火薬類の所有者は、直ちに通商産業省令で定める応急の措置を講じなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちにその旨を都道府県知事、警察官又は警察署員に届け出なければならない。

(契煙等の制限)

第四十條 何人も、火薬類の製造又は火薬庫においては、製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有

者の指定する場所以外の場所で、喫煙し、又は火薬を取り扱つてはならない。

2 何人も、製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者の承諾を得ないで、発火し易い物を携帶して入つてはならない。

(帳簿) 火薬類の製造所又は火薬庫に立ち入りつてはならない。

第四十一条 製造業者、販売業者及び火薬庫の所有者若しくは占有者は、帳簿を備え、火薬類の製造、販売及び出納について通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

(報告の徴収)

第四十二条 通商産業大臣は、災害を防止し、又は公共の安全の維持をはかるため、必要があると認めるとときは、製造業者、販売業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者に対し事業に関し報告をさせることができる。

(立入検査等)

第四十三条 通商産業大臣又は都道府県知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、その職員に、製造

業者、販売業者、消費者又は火薬類を保管する者の製造所、販売所、火薬庫、消費場所又は保管場所に立ち入り、その者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り、火薬類を收去させることができる。

2 駕駄官、警察官、警察吏員又は海上保安官は、人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必

要がある場合には、火薬庫その他の火薬類の保管場所又は火薬類の製造場所若しくは消費場所に立ち入り、関係者に質問することができるのである。

3 前二項の職員は、その身分を示す証票を携帶し、且つ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査は、関係者の正当な業務又は行為を妨害するものであつてはならず、且つ、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(許可の取消等)

第四十四条 通商産業大臣は、製造業者又は販売業者が、左の各号の一に該当するときは、第三條若しくは第五條の許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の停止を命ずることができ。第一 第十一條第一項、第十三條、第十八條、第二十三條第二項、第三十條第一項若しくは第二項又は第三十八條の規定に違反したとき。

一 第十一條第一項、第十三條、第十八條、第二十三條第二項、第三十條第一項若しくは第二項又は第三十八條の規定に違反したとき。

二 第十條第一項、第十二條第一項又は第二十四條第二項の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けないしてたとき。

三 第十五條の規定による完成検査を受けないで、火薬類の製造施設又は火薬庫を使用したとき。

四 第二十四條第一項の規定による届出をしないで火薬類を輸出したこと。

五 第十九條第一項の規定によ

る第三十六條第一項の規定による安定度試験を実施しなかつたとき。

六 第九條第三項、第十一條第三項、第十四條第二項、第二十八條第三項、第三十四條第三十六条第二項若しくは次條第一号の命令又は同條第二号の禁止若しくは制限に違反したとき。

七 第六條第二号から第四号までの規定に該当するに至つたとき。

八 第四十八條第一項の條件に違反したとき。

(緊急措置)

第四十五条 通商産業大臣(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車、軽車両及び船舶による運搬について、運輸大臣)は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるときは、左に掲げる措置をすることができる。

一 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ぜること。

二 製造業者、販売業者、消費者その他の火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬又は消費を一時禁止し、又は制限すること。

三 火薬類の所有者又は占有者に對して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ぜること。

四 第四章 雜則

(事故届等) 第四十六條 製造業者、販売業者、消費者その他の火薬類を取り扱う者

は、左の各号の場合には、遅滞なくその旨の警察官、警官吏員又は海上保安官に届け出なければならない。但し、その所有し、又は占有する火薬類について災害が発生しなどない。

2 その所有し、又は占有する火薬類、譲渡許可証、譲受許可証又は運搬證明書を喪失し、又は盗取されたとき。

3 通商産業大臣又は都道府県知事は、前項第一号の場合においては、所有者又は占有者に対し、災害発生の日時、場所及び原因、火薬類の種類及び数量、被害の程度等につき報告をさせることができるものである。

(許可の条件)

第四十八条 第三條、第五條、第七條第一項、第二十四條第二項又は第二十五條第一項の許可に付することができる。

2 前項の條件は、災害の防止又は公共の安全の維持をはかるため必要な最小限度のものに限り、且つ、許可を受ける者に不当な義務を課すこととならないものでなければならない。

(手数料の納付)

第四十九條 左の表の上欄に掲げる者は(國を除く。)は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で政令で定める額の手数料を納めなければならない。

手 数 料 を 納 付 す べ き 者	金 額
一 第三條の許可の申請をする者	七千円
二 第五條の許可の申請をする者	五千円
三 第十二條第一項の許可の申請をする者	三千円
四 第十五條の完成検査を受けようとする者	一千円
五 第十七條第一項の許可の申請をする者	三百円
六 第二十條の運搬證明書の交付を受けようとする者	二百円
七 第二十四條第二項の許可の申請をする者	二千円
八 甲種作業主任者免状の交付を受けようとする者	一千円
九 乙種作業主任者免状の交付を受けようとする者	八百円
十 内種作業主任者免状の交付を受けようとする者	七百円
十一 甲種取扱主任者免状の交付を受けようとする者	六百円
十二 乙種取扱主任者免状の交付を受けようとする者	五百円

通商産業大臣、都道府県知事、警察官又は警察吏員の指示なく、その現状を変更してはならない。但し、第三十九條第一項の規定による措置を講ずる場合は、この限りでない。

四項の命令に違反し、火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状を返納しない者

二 第四十一條の規定による事項を帳簿に記載せず、又は虚偽の記載をした者

三 第三十六條第一項、第四十二條又は第四十六條第二項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第十六條第一項若しくは第二項、第二十四條第四項、第三十條第三項、第三十三條第三項又は第四十六條第一項の届出をせず又は虚偽の届出をした者

五 第三十五條第一項、第四十三條第一項若しくは第二項の規定による検査若しくは收去を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

（両罰規定）

第六十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第四條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

附則

（施行期日）

1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間において、政令で定める。（他の法令の改廃）

2 銃砲火薬類取締法（明治四十三年法律第五十三号、以下「旧法」という。）は、廃止する。

3 通商産業省設置法（昭和二十四

年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二十九号中「銃砲火薬類」を「火薬類」に改める。

（経過規定）

4 旧法に基いてした命令、处分、許可、認可、検査その他の措置で、この法律に各相当する規定のあるものは、この法律に基いてしたものとみなす。

5 旧法に基いて交付された火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状は、それぞれこの法律の規定による火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状とみなす。

6 旧法に基いて交付された譲渡許可証、譲受許可証又は運搬許可証は、それぞれこの法律の規定による譲渡許可証、譲受許可証又は運搬証明書とみなす。

7 この法律施行の際、旧法第三条の許可を受けて火薬類の製造の業を営む者は、この法律施行の日から三箇月以内に第二十八條第一項の規定により危害予防規程を定め、通商産業大臣に認可を申請しなければならない。

8 第五十九條第七号の規定は、前項の者が、第二十八條第一項の規定により通商産業大臣の認可を受けるまでの間は、適用しない。

9 旧法第十四條第四号及びこれに基づく命令の規定で火薬類製造所に関するものは、附則第七項の者が、第二十八條第一項の規定による通商産業大臣の認可を受けるまでの間は、附則第二項の規定にか

かわらず、その者について、なおその効力を有する。

10 附則第七項の規定に違反し、認可を申請しない者は、五万円以下の罰金に処する。

11 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。